

令和3年8月31日

## パブリックコメントへの回答について

猛暑の季節となりましたが、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、この度(公社)日本補綴歯科学会教育検討委員会では、歯科補綴学教育基準改訂に着手し、改定を行った内容について代議員の先生方にご覧いただき、お気づきの点について御意見を頂くべく、パブリックコメントの募集を総務ご担当の横山先生のご尽力により行うことが出来ました。

その結果、多くの先生方から貴重なご意見や、修正等の必要があると思われる項目について御指摘を頂きました。まずは、たいへんお忙しい中、的確かつ忌憚のないご意見を賜りましたことに心から感謝をいたしております。

本委員会では、これら頂戴したご意見を踏まえ、これを歯科補綴学教育基準改訂2021の内容充実につなげるべくこの数か月、本件に関する委員会を開催し、慎重審議を重ねてまいりました。その結果がようやくまとまりましたので、今回この場を借りまして改訂に向けての対応についてご報告をさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

(公社)日本補綴歯科学会  
教育問題検討委員会  
前委員長 飯沼利光  
現委員長 鮎川保則

前文に関し：

・前文に関し、本教育基準の示す対象を歯学生から歯科補綴専門医までとしていることに関し、対象が広範囲にわたり不明瞭とのご意見を賜りました。この点に関し委員会にて慎重に検討を行った結果、本教育基準はあくまで歯科補綴学を学ぶ、あるいは教育する際の項目全般を系統的に明示することに主眼を置くため、知っておくべき関連項目を広範囲に掲載する必要性があり、そのため結果として対象を絞ることは難しいとの結論に至りました。

#### 目次に関し：

- ・目次並びに本文中で用いられている「補綴治療」との用語に関し、「補綴歯科治療」に訂正し統一をいたしました。
- ・(III)－4に、6. 装置の種類の項目を加えました。
- ・(III)－5のタイトルを「インプラントによる補綴歯科治療」から「口腔インプラントによる補綴治療」に訂正いたしました。
- ・(IV)－1の5. 治療・管理から管理を削除いたしました。
- ・(IV)－2～4の3. 検査・診断から診断を削除いたしました。
- ・(IV)－5は、タイトルをその他とし、項目として1. 咬合異常・不正咬合、2. 歯の変色・着色といたしました。
- ・(VI) タイトルを補綴歯科治療後の管理に訂正いたしました。
- ・(VI) の項目1～6に関し、「～の管理」はタイトルに記載されているため削除いたしました。

#### I 歯科補綴学・治療総論に関し：

P2

- ・口蓋ヒダを口蓋ひだに訂正いたしました。
- ・関節結節を関節隆起に訂正いたしました。

P4

- ・舌下ヒダを舌下ひだに訂正いたしました。

P5

- ・E. 運動の基準点と基準面 E の E(誤植)を削除いたしました。

P6

- ・フルバランストオクルージョンのフルを削除し、バランストオクルージョンに修正する点については、現在歯科補綴学専門用語集の記載がフルバランストオクルージョンとなっておりますので、用語集との整合性を図るため、用語検討委員会と議論いたします。

P9

- ・(V) 歯科補綴用機材の大項目2. 補綴歯科治療用機器・材料での中項目A. 歯科補綴用機器にA-5として技工操作用機器を加えました。

- ・(V) 歯科補綴用機材の大項目 2. 補綴歯科治療用機器・材料での中項目 B と C が咬合器の種類で重複していましたが、B 咬合器の分類に統一するよう訂正いたしました。
- ・(V) 歯科補綴用機材の大項目 2. 補綴歯科治療用機器・材料での中項目 F 歯科補綴用材料の内容を、E-1 補綴装置用材料、E-2 口腔インプラント用材料、E-3 生体親和性材料 [バイオマテリアル] の 応用に訂正いたしました。

## II 歯科補綴学・治療各論に関し：

### P11

- ・大項目 2. 検査の B. 唾液検査について具体性が不明だったため、小項目として a 唾液量、b 唾液の性状を加えました。
- ・大項目 2. 検査の C. 機能検査に C-8 舌口唇運動機能検査を加えました。

### P12

- ・大項目 3. 評価と診断の D. 補綴歯科治療の難易度における誤字を訂正いたしました。  
症系分類 → 症型分類
- ・(II) 補綴歯科治療に用いる機器・材料での大項目 1. 印象材の B. ゴム質での小項目は a シリコンゴム印象材に訂正いたしました。

### P14

- ・大項目 4. クラウンの種類 A. 全部被覆冠での A-1 を全部金属冠、A-3 をレジン前装冠とし、さらに A-6 としてオールセラミッククラウンを追加いたしました。

### P15

- ・大項目 4. クラウンの種類 B. 部分被覆冠において、B-5 インレーおよび B-6 アンレーを削除いたしました。さらに B-6 その他の一部被覆冠を、その他の部分被覆冠に訂正し、小項目を削除いたしました。
- ・大項目 5. ブリッジの種類の中項目 D. その他のブリッジを削除いたし、小項目 a 接着ブリッジを、中項目 A. 固定性ブリッジに追加いたしました。

### P16

- ・大項目 6. ブリッジの構成の中項目 B-8 規定面形態の種類と特徴の小項目に、f オベイト型ポンティックを追加いたしました。
- ・大項目 8. 臨床操作・技工操作の中項目 C-1 予防的処置での小項目 a を、刷掃指導から口腔衛生指導に変更いたしました。
- ・大項目 8. 臨床操作・技工操作の中項目 C-5 補綴的処置での小項目 b を、テンポラリークラウン・ブリッジからプロビジョナルレストレーションに変更いたしました。

### P17

- ・大項目 8. の中項目 F. での小項目 c を、外形線の設定からフィニッシュラインの設定に変更いたしました。

### P18

- ・大項目 8. の中項目 M-1 での小項目に、光学印象法を追加いたしました。
- ・大項目 8. の中項目 N-2 での小項目から、分割復位式模型を削除いたしました。

P20

- ・大項目 8. の中項目 R-1 での小項目の順序を変更し、人工歯排列を削除いたしました。

P21

- ・大項目 4. 部分床義歯の構成要素の中項目 A. を、支台装置に訂正いたしました。

P22

- ・大項目 4. 部分床義歯の構成要素の中項目 A-6 クラスプの分類と構成を、A-6 クラスプの分類と、A-7 クラスプの構成に分け、A-6 の小項目についても a 形態と、b 製造法に分け示すことといたしました。

P23

- ・大項目 4. の中項目 A-8 クラスプの種類での小項目から、m バークラスプ、n コンビネーションクラスプを削除いたしました。
- ・大項目 4. の中項目 B-3 大連結子〔装置〕の設計の要件での小項目 c を、抗たわみ性と緩圧作用から剛性に変更いたしました。
- ・大項目 4. の中項目 C-1 部位による分類での小項目を、a 前歯部人工歯、b 白歯部人工歯に変更いたしました。

P24

- ・大項目 4. の中項目 C-2 形態による分類の小項目を、a 前歯部、b 白歯部に分け示すことといたしました。
- ・大項目 4. の中項目 D. 義歯床の小項目から、b 床支持部、c 床連結部を削除いたしました。

P25

- ・大項目 5. 部分床義歯の設計の中項目 B 設計手順での小項目 a を、サベイングからレストの決定に変更いたしました。さらに、c を連結子（装置）の設計に変更いたしました。

P26

- ・大項目 6. 臨床操作・技工操作の中項目 C-2 での小項目から、d 個歯トレーを削除いたしました。
- ・大項目 6. 臨床操作・技工操作の中項目 D. 印象採得と E. 印象法の種類順序を入れ替え、無歯顎の補綴歯科治療と統一いたしました。

P30

- ・大項目 6. 臨床操作・技工操作の中項目 N. を、ろう義歯の口腔内試適に訂正いたしました。さらに小項目に b 支台装置の適合性を加え、c 床の適合性、d 維持および安定性、e 咬合関係といたしました。

P31

- ・大項目 6. 臨床操作・技工操作の中項目 P-1 装着時の検査での小項目の b に、支台装置

の適合性を加え、cを床の適合性に変更いたしました。

P32

- ・中項目 D-1 形態異常の小項目 c 構音障害を削除し、D-2 機能障害に追加いたしました。

P33

- ・中項目 C-2 維持、C-3 物理的維持およびD. 解剖学的維持を C-2 維持とし、小項目を a 物理的維持、b 解剖学的維持に変更させていただきました。これに合わせて、中項目 E. 安定は C-3 に訂正いたしました。

P36

- ・中項目 E-2 基底面、床縁と研磨面の表現方法での小項目 c フレンジテクニクを削除し、P39 に中項目 K. デンチャースペースの記録法を追加し、この小項目に a フレンジテクニク、b ニュートラルゾーンテクニク、c ピエゾグラフィを追加いたしました。

P37

- ・中項目 H-2 仮想咬合平面の決定の小項目から c フランクフルト平面を削除いたしました。

P40

- ・中項目 M-3 白歯部排列の小項目 d 調節湾曲を、調節彎曲に訂正いたしました。

P41

- ・中項目 P-4 レジン重合の小項目から d 流し込み法、e 射出成形法を削除し、これを d 常温重合法に訂正いたしました。さらに、中項目に P-5 レジン成形法を追加し、小項目に 5 つの項目を追加いたしました。

P42

- ・中項目 Q-1 装着時の診察での小項目の順序を他の記載と統一し、b を床の適合性としたしました。
- ・中項目 Q-3 装着時の指導に 2 つの小項目を追加いたしました。

P43

- ・大項目 6. 装置の種類の中項目 A. 顎義歯での小項目 a 塞栓子を、塞栓部に変更いたしました。
- ・大項目 6. 装置の種類の中項目 B. を顔面エピテーゼと訂正いたしました。
- ・大項目 6. 装置の種類の中項目 G. インプラント補綴装置での小項目 a を、顎骨支持型補綴装置、b を顔面インプラントに訂正いたしました。
- ・大項目 6. 装置の種類の中項目 H. その他での小項目に、f オクルーザランプを追加いたしました。

P44

- ・大項目 3. 治療の中項目 E. 印象採得と咬合採得での小項目に、c 光学印象法を追加いたしました。

P45

- ・大項目 2. 病態の中項目 A. を咀嚼筋痛障害に変更いたしました。さらに、C. を顎関節

円板障害に変更いたしました。

P46

- ・大項目 5. 治療の中項目 A. 習癖指導を、生活指導に訂正いたしました。D. はスプリント療法からアプライアンス療法に訂正いたしました。E. 口腔機能回復治療は削除いたしました。

P47

- ・大項目 2. 病態の中項目 D. 循環器関連の症状での小項目 a を、血中 PaCO<sub>2</sub> に訂正いたしました。
- ・大項目 3. 検査の中項目 C. 鼻咽腔閉鎖機能検査での小項目から間接鏡検査を削除し、d その他に（間接喉頭鏡検査）を追加いたしました。

P48

- ・中項目 H. を、定期検診に変更いたしました。

P51

- ・大項目 5. 管理の中項目 B. 歯科疾患の治療での小項目 b を、補綴歯科治療に訂正いたしました。

P52

- ・取り扱っている内容が分かりにくいとのご意見をもとに、大項目を 1. 咬合異常・不正咬合および、2. 歯の変色・着色とし、中項目をそれぞれ A. 病因、B. 病態、C. 主要症候、D. 検査および E. 治療へと再編集をいたしました。
- ・中項目 B-3 咬合接触の異常での小項目、c 非作業側接触を削除いたしました。

P53

- ・中項目 D-6 での T-Scan やデジタルプレスケールを、感圧フィルムに訂正いたしました。

P58

- ・大項目 3. 顎堤の中項目 A. を、顎堤の変化に訂正いたしました。さらに、小項目からアレルギー反応を削除いたしました。
- ・大項目 3. 顎堤の中項目 B. 義歯床下粘膜での小項目 e を、アレルギー反応に訂正いたしました。
- ・大項目 5. 補綴装置の中項目 E. 義歯の不適合での小項目 b 粘膜調整を削除いたしました。

以上、先生方から頂いたご意見やご提案をもとに、委員会において慎重審議を行い、訂正、削除、追加ならびに再編集を行わせていただきました。ご指摘頂きました項目や内容が思っていた以上に多く、委員会として反省いたすとともに、先生方にご心配おかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。ただ、おかげさまを持ちまして、2021 版歯科補綴学教育基準改訂での内容の充実が十分に図れたものと考えております。

最後となりますが、今回の改訂に際しご尽力を賜りましたことに心から感謝いたしてお

ります。